## ○茨城県立医療大学教学マネジメントセンター設置要項

(趣 旨)

- 第1 この要項は、全学的な教学マネジメント組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。 (名 称)
- 第2 機関の名称は、「教学マネジメントセンター」(以下「センター」という。)と称する。 (構成員)
- 第3 センターの業務を統括する責任者としてセンター長を置く。センター長は、教員の中から学 長が指名する。
- 2 センター長の業務を補佐する者として副センター長を置く。副センター長は、教員の中から学 長が指名する。
- 3 前2項に掲げる者のほか、センターの構成員として適当数の担当者を置くこととし、教職員の中から学長が指名する。

(任期)

第4 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに 委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(業 務)

- 第5 センターは、学務委員会及び大学院研究科委員会と連動し、次の業務を行う。
  - (1) 教学マネジメントに資するデータ基盤の整備
  - (2) 教学関連データに基づくカリキュラムの適正な運用及び評価
  - (3) 教学関連データに基づく教職員の能力開発
  - (4) その他、本学の教学マネジメントに必要なこと

(事 務)

第6 センターの業務に必要な庶務は、事務局教務課において処理するが、必要と認める場合は、 学長が別に定める。

(専門部会)

第7 センターは、第4に定める業務を適切に行うため、必要に応じて専門部会、その他の組織を置くことができる。

(委任)

第8 この要項に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、学長が別に定める。

## 付 則

- 1 この要項は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 茨城県立医療大学教学IRセンター設置要項は廃止する。